

## 改正概要説明書

国名：ノルウェー

法令名：意匠規則

改正情報：2010年7月1日改正

2011年2月23日更新

### 改正概要：

今回の改正においては出願の要件が若干変更になったことに加え、手続についてより明確にするための改正がなされている。また、国際意匠登録出願に関する項目が新たに追加された。

1. 出願の方式要件が「特定の様式により」「活字体を用いて」行わなければならない旨に改められ、電子出願に関する記載が削除された(1条)。

また、出願関係書類の使用言語に英語が加えられた(2条)。

2. 今回の改正において新設された規則であり、通知及び送達の宛先を明確にした。

(第3a条)

3. 出願が動態意匠に関する場合は、ノルウェー工業所有権庁は、適した媒体に記憶された意匠及び該当する場合は見本の提出を要求することができる旨規定された(第5条)。

4. 補充審査の調査対象が意匠登録出願、国際意匠登録出願にも拡大された(第14条)。

5. 新規出願による意匠の分離規定が新設され、手続的要件、効果が規定された(第16a条)。

6. 分割出願の手続的要件、実体的要件、効果について新たに規定した(第17条)。

7. 意匠登録の分割に関する手数料納付の要件、分割の効果が追加された(第18条)。

8. 部分的な統合請求に関する要件が規定された。また、出願または登録が統合された場合の効果を規定した(第19条)。

9. 意匠登録簿に掲載される事項が改正され、新たに第3条aで規定された通信宛先、登録期間の満了日、分割出願、分割登録の有無など詳細な情報が掲載されることとなった(第20条)。

10. ノルウェーを指定する国際意匠登録の登録簿に掲載される情報が明記された(第21条)。

11. 登録の更新，終了も公告される旨が規定され，意匠登録，更新，終了における公告の内容が具体的に明記された。(第 22 条)。
12. 従前は意匠登録簿への移転の登録に関する規定であったが，国際登録，更新，終了の公告の内容に関する規定に変更になった(第 23 条)。
13. 従前は，名称又は代理人の変更の登録申請に関する規定であったが，行政審理の公告内容に関する規定に変更になった(第 24 条)。
14. 従前は登録の抹消に関する規定であったが意匠法第 50 条(権利の回復)に係る公告の内容に関する規定に変更になった(第 25 条)。
15. 手数料に関する規定を登録後の言語要件及び通信宛先の規定に変更した(第 30 条)。
16. 代理人の任命に関する規定を登録の抹消請求に関する規定に変更した(第 31 条)。
17. 第 8 章に国際意匠登録出願に関する規定を新たに規定し(第 36～38 条)，最終規定を第 9 章とし，従前の 36 条と 37 条の条文番号を 40 条，41 条に繰り下げた。

**改正内容：**

**・第 1 条 (方式要件)**

意匠登録出願は「特定の様式にて行う」ものとし，電子出願に関する第 2 段落の記載を削除した。なお，その様式及び添付書類は活字体を用いなければならない旨を明記した。

**・第 2 条 (言語要件)**

願書はノルウェー語で作成しなければならない点は同じであるが，添付書類その他出願関係書類の作成言語に，ノルウェー語，オランダ語，スウェーデン語に加えて英語が追加された。規定以外の言語で出願書類が提出された場合は，翻訳文を指定期間内に提出しなければならなかったが，ノルウェー工業所有権庁が翻訳文を提出することを要求することができ，その翻訳文を国家認定翻訳者によって認定するよう要求することができるという規定に改められた。

「行政審理又は審判に係る手続書類を含め，意匠出願に係るその他の書類は，ノルウェー語，デンマーク語又はスウェーデン語で作成されなければならない」とする条文が削除された。

・第3条（願書の内容）

「出願人が住所の異なる複数人の場合は連絡を受けるための1の住所を指定する」という規定を削除し、代理人に関する情報の記載の規定を4項から1項に移動した。

・第3a条（通信宛先）（新設）

願書に別段の陳述がない場合は、指定された住所が経過等の通知及び送達の宛先であり、また代理人がいる場合は代理人の住所が宛先である旨を明確にした。

・第5条（複製表示及び見本）

「複製」は「表示」とし、「ひな形」は「見本」という文言に修正された。また、出願が動態意匠に関する場合は、ノルウェー工業所有権庁は、適した媒体に記憶された意匠及び該当する場合はその見本の提出を要求することができる旨規定された。

・第6条（出願日）

第1条第2段落が削除されたことにより、当該条文番号が条文中から削除された。  
第12条（優先権主張の取下）

第12条のタイトルが「優先権主張の取消」となっていたものを、条文の内容に合わせて「優先権主張の取下」に修正された。

・第14条（補充審査）

補充審査の調査対象は登録出願されたことのある意匠を含む旨が明確になり、さらにノルウェーに又はノルウェーを指定して出願され若しくはされたことのある国際登録にも拡大された。

・第15条（出願処理中の異議申立）

ノルウェー工業所有権庁は、出願処理中に異議申立に関連して受領した情報が審査において考慮すべき事項に該当する範囲で審査の対象とし、出願人は意見を提出するために2カ月の期間が与えられる旨の規定が削除され、ノルウェー工業所有権庁が意匠の登録前に出願処理にとって意義のある異議申立を受けた場合は、出願人にその旨を通知することとなった。

また、意匠登録に対する異議申し立てによって、当事者に権利が付与されることはない旨が規定された。

・第4章（出願又は登録の分離、分割及び統合）に第16a条（新規出願による意匠の分離）を新設し、以下の規定を設けた。

・第 16a 条 (新規出願による意匠の分離)(新設)

新規出願による意匠の分離に係る規定が新たに設けられ、意匠権出願中の原表示において見られた以外の意匠を示す表示が提出された場合(意匠法第 14 条(出願の訂正)参照)、出願人は、新規の独立出願による当該意匠の分離を請求することができる旨の規定が設けられた。

また、分離が実行された場合は、出願人に出願番号が通知され、新規出願は原出願が出願された日にされたものとみなされる旨が規定された。

・第 17 条 (出願の分割)

分割出願の請求には原出願及び新規出願に含まれる意匠を陳述しなければならない旨が追加された他、出願の分割の要件、効果及び手続についてより詳細に規定された。

・第 18 条 (登録の分割)

登録の分割請求には原登録及び新規登録に含まれる意匠を陳述しなければならない旨が追加された他、登録の分割の要件、効果及び手続についてより詳細に規定された。

・第 19 条 (分割された出願及び登録の統合)

分割された出願及び登録の統合に関し、部分的な統合請求の場合は、出願人は移される出願に含まれる意匠を陳述しなければならない等、統合の手続、効果等が詳細に規定された。

・第 20 条 (意匠登録簿)

意匠登録簿に掲載される事項が改正され、新たに第 3 条 a で規定された通信宛先、登録期間の満了日、分割出願、分割登録の有無など詳細な情報が追加された。

・第 21 条 (国際意匠登録)

ノルウェーを指定する国際意匠登録の登録簿に掲載される情報が明記された。

・第 22 条 (国内の登録、更新及び終了の公告)

意匠登録の更新及び登録の終了についても公告される旨が追加され、意匠登録、更新及び終了の公告に含まれる情報が具体的に明記された。

・第 23 条 (国際登録、更新及び終了の公告)

従前は、意匠権移転又はライセンスの意匠登録簿への登録請求に関する規定であったが、国際意匠登録の公告の内容の規定に変更になった。

国際意匠登録の公告の内容は第 21 条第 2 段落 1. から 10 まで及び 13 にいう情報並びにノ

ルウェー意匠公報での公告日、国際意匠登録の更新公告には第 21 条第 2 段落 1. から 5 までにいう情報及び更新期間の満了日を含み、国際意匠登録の期間満了の公告には、第 21 条第 2 段落 1. から 5 までにいう情報及び登録失効の旨とその失効日を含む旨が規定された。

・第 24 条 (行政審理の公告)

従前は、名称又は代理人の変更の登録申請に関する規定であったが、行政審理公告の内容の規定に変更になった。当該公告には、第 20 条第 2 段落 1. から 3 まで 10 及び 11 にいう情報、請求当事者の名称等、行政審理の請求日を、行政審理事件における最終決定の公告には第一段落の情報、行政審理の結果、最終決定日を含める旨が規定された。

・第 25 条 (その他の公告)

従前は、登録抹消請求の公告に関する規定であったが、規定された期限を遵守しなかったために権利を失ったものが、意匠法第 50 条の規定により権利を回復することができた場合、公告に掲載される内容についての規定に変更になった。公告の内容として、期限不遵守についての情報、第 20 条第 2 段落 1. 及び 5 又は 11 にいう情報、継続実施、登録の取消及び抹消、訴訟の最終判決、移転・ライセンスの通知等に関する事項を含める旨が規定された。

・第 26 条 (行政審理)

行政審理の連絡用宛先において本規則第 3a 条を準用する旨規定された。行政審理請求書及びその後の提出書類を 2 通提出する旨が削除された。行政審理請求が取下げられたとき、事件の処理が継続することができる要件である所有者への通知期間が請求の取下後 2 月に延長された。

・第 29 条 (審判請求) (削除)

審判請求の際に提出する請求書の数について規定されていたが、削除された。

・第 30 条 (登録後の言語要件及び通信宛先)

手数料についての規定が第 33 条に移動し、本条では、登録後の言語要件及び通信宛先に関する規定に変更された。行政審理、移転又は審判請求、意匠登録に関する書類はノルウェー語、デンマーク語又はスウェーデン語でなければならない。書類が他の言語による場合、ノルウェー工業所有権庁はノルウェー語による翻訳文の提出を要求することができる。また、通信に関し、第 3a 条(通信宛先に関する規定)を準用する旨が規定された。

・第 31 条 (意匠法第 34 条による抹消請求)

代理人の任命に関する規定を、第 25 条に規定されていた登録の抹消請求に関する規定に

変更した。抹消請求をするための請求書には該当する場合は抹消請求の対象である意匠を陳述しなければならず、第3条第2段落に掲げる情報(「願書の内容」に規定する出願人の名称等)を記載しなければならない旨が規定された。

・第32条 (登録の更新)

ノルウェー工業所有権庁は更新請求期限を意匠所有者に通知しなければならないが、登録満了前1年以内に通知される旨が新たに規定された。更新請求が要件を満たさない場合、ノルウェー工業所有権庁は訂正の期間を与えるが、期限内に不備が訂正されない場合は請求が却下される旨規定された。

・第33条 (書類の形式, 提出期間, 期限及び手数料)

応答期限に関する規定を、書類の形式, 提出期間, 期限及び手数料の規定に変更した。これにより、出願その他の書類は紙又は電子的に提出することができる旨が明記され、期限, 手数料, 期限中断を以って書類が提出されたものとみなされる時に関する規定は本規則に規定する旨に変更された。

・第34条 (訂正期限の延長) (削除)

・第8章 (国際意匠登録)

国際意匠登録出願に関する規定を第8章として新たに設けた。

・第36条 (国際意匠登録出願) (新設)

国際意匠登録出願に関する規定が新設され、国際意匠登録出願は国際事務局に直接又はノルウェー工業所有権庁に提出することができ、ノルウェー工業所有権庁に提出する場合の出願及び添付書類は英語、出願様式はブロック体でなければならないこと、及び出願は意匠法、ヘーグ協定のジュネーブアクト及び同協定に基づく共通規則で定める要件を満たさなければならない旨が規定された。

・第37条 (国際意匠登録のノルウェーでの発効請求の処理) (新設)

国際意匠登録出願について障害がある場合は、ノルウェー工業所有権庁は登録が国際意匠公報に公告された日後6月以内に拒絶を国際事務局に通知しなければならない旨が明記された。

国際意匠登録所有者は、登録がノルウェーにおいて全体的又は部分的に付与されるか否かの疑義について訂正を含む新たな審査をノルウェー工業所有権庁に請求することができ、提出期限が明記された。

意匠登録出願を全体的又は部分的に許可する場合は、その登録が意匠記録簿に記入され

公告される旨が加えられた。

さらに、国際登録に関する事件については、意匠法 49 条(連絡用宛先)を準用する旨が加えられた。

・ **第 38 条 (職権による取消) (新設)**

国際意匠登録出願が明らかな誤りにより出願されている場合は、ノルウェー工業所有権庁は第 37 条第 1 段落に規定する期限内(国際意匠公報に公告された日後 6 月以内)に限り、意匠法第 33 条により登録を取り消すことができ、同一期限内に国際事務局に当該取消を通知する旨が規定された。

・ **第 9 章 (最終規定)**

国際意匠登録出願に関する規定が第 8 章に設けられたことにより繰り下がった。

・ **第 40 条 (他の規則の廃止)**

第 36 条より条文移動

・ **第 41 条(施行日及び経過規定)**

第 37 条より条文移動